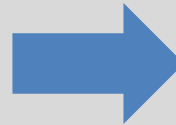


三木市特定空家等除却費補助制度

市民の皆様の安全で安心な生活環境を確保するため、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある特定空家等（三木市空家等対策協議会において認定された危険な空き家）の除却（解体）工事にかかる費用の一部を補助します。



制度活用



1. 補助率と補助限度額

補助率	1／2
限度額	100万円

2. 補助対象となる空き家

- 以下のすべてを満たす空き家
- (1)市から特定空家等の認定を受け、除却の指導又は勧告を受けたもの
 - (2)居住用
 - (3)個人所有
 - (4)不良度測定基準100点以上

3. 補助対象者（申請者）

- 以下のすべてを満たすこと
- (1)特定空家等の所有者（又は土地所有者）
 - (2)個人
 - (3)除去工事をしようとする者

4. 申請要件

- 以下のすべてを満たすこと
- (1)申請年度の世帯全員の市町村民税の所得割額の合計が23万5千円未満
 - (2)市税を滞納していない
 - (3)空き家のすべての共有者等の同意を得ている

5. 補助対象となる工事の要件

以下の**すべて**を満たすこと

- (1)市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工する工事
- (2)申請をした日の属する年度の**3月31日までに完了する工事**
- (3)補助金の交付決定の日以後に着手する工事
- (4)ほかの補助金の対象とならない工事

6. 補助対象工事に関する補足事項

- ・原則として、**敷地内の建物すべて**を解体する必要があります。
- ・補助対象となる費用は、建物の解体除却に伴う工事費に限られます。(国、県の補助基準に準じます。)
※ 各種申請費用、草木の伐採費用等は対象となりません。
- ・国、県の実施する下記事業の対象要件を満たすため、別途書類等の提出を求める場合があります。
(国)空き家再生等推進事業(国土交通省)
(県)老朽危険空き家除却支援事業

7. 申請にあたっての注意事項

- ・すでに完了または着手している工事、交付決定を受ける前に行った契約による工事は、**補助の対象となりません**。
- ・申請者、見積書・請求書及び領収書の宛名、補助金の振込先の口座名義人は同一である必要があります。
- ・各申請書等に押印する印鑑は、全て同じものをご使用ください。
- ・住宅の解体後は、土地に対する固定資産税への住宅用地の特例措置が適用されなくなり、**固定資産税が上がる
ことがあります**のでご注意ください。

申請・問い合わせ先

三木市役所 市民生活部 生活環境課 空き家対策係
〒673-0492 三木市上の丸町10-30
(TEL)0794-82-2000 (FAX)0794-82-9792

8. 補助金申請と交付の手続き

